

令和4年3月31日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官（建築企画担当）付  
代表 03-5253-8111

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件及び  
CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する  
安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示案に関する  
意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年2月2日（水）から3月3日（木）までの期間において、特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件及びCLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集について、寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、

- ・特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案のCLTの繊維方向の許容応力度における各ラミナの厚さの適用範囲拡大（第一第十九号関係）に係る部分
- ・CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示案

については、新たな技術的知見が得られたこと等を踏まえ、引き続き検討することといたしました。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方**

※13 の個人・団体から合計 29 件のご意見をいただきました。（CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示案に関する意見を含む。）

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

**【特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成 13 年国土交通省告示第 1024 号）に関するご意見】**

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
直交集成板（CLT）の積層方向かつ強軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合の曲げ及びせん断の基準強度について、9層9プライの層構成についても早急に追加すべき。	今回の改正では、実験等により性能が確認された層構成を新たに位置付けることとしており、9層9プライについては、今後、実験等により性能が確認された後に位置付けを検討していくこととしています。
「既存の鉄筋コンクリート造等の部材」とありますが、新築にも適用することは可能か。その場合、明確な表現とすべきではないか。（類似意見 4 件）	新築に用いるあと施工アンカーについても、許容応力度及び材料強度の指定を受けることが可能となります。 なお、ご意見等を踏まえ、「既存の鉄筋コンクリート造等の部材」を「鉄筋コンクリート造等の部材」に修正いたしました。
あと施工アンカーの強度指定申請について、地震力等の水平力に抵抗する構造部材・部位（柱・梁など）に使用する場合に条件があれば、明確にすべきではないか。	強度指定を受けようとするあと施工アンカーの種別等によって異なるため、個別の強度指定申請の内容に応じて判断することとなります。
あと施工アンカーの強度指定について、個別の建築物ごとではなく、あらかじめ適用範囲・条件等を定めた範囲で強度指定を受けることを可能とすべき。個別の建築物ごとのみが対象ということであれば、住宅等においては工期が比較的短いため、手続きは極力簡便なものとするべきではないか。	強度指定を受けようとするあと施工アンカーの種別等によって異なるため、個別の強度指定申請の内容に応じて判断することとなります。

改正後の告示に基づくあと施工アンカーの使用について、適正な運用が  
図られるように、取扱いについて適切に周知すべきではないか。

技術的助言等において周知いたします。